

[事案 2019-345] 高度障害保険金支払請求

・令和2年11月13日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の高度障害状態になったとして、高度障害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被殻出血に罹患し、左上肢の麻痺を患って身体障害者1級の認定を受け高度障害状態になったため、平成12年5月に契約した団体信用生命保険にもとづき高度障害保険金を請求したところ、約款所定の高度障害状態とは認められないとして、不支払いとなった。しかし、以下の理由により、保険金受取人である銀行に対して、融資残高相当額の保険金を支払ってほしい。

(1)現在の自分の状態は、「高度障害保険金の支払」疾病項目3（中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要することとなったとき）に該当する。

(2)保険会社は、約款や保障概要等の関連する資料を交付して、契約内容を説明すべきであったが、それを行わず、誤った情報を伝えたので、保険金相当額の損害を被った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)本契約の約款では、高度障害状態のうち、申立人の主張する「中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」について、「常に介護を要するもの」として、「食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態」と規定しているが、申立人は食物の摂取、衣服着脱、起居の各動作について、約款の定める高度障害状態とは認められない。

(2)本契約は団体信用生命保険であり、普通個人保険と異なり融資を受ける際の条件として保険加入しているもので、保障内容に着目して加入の可否を決めるわけではないため、加入時に求められる説明の程度が、普通個人保険よりも低くなる。具体的には被保険者の死亡および約款所定の障害状態に該当した場合に保険金が支払われるという程度の説明がなされれば必要充分であり、申立人に対してもそのような説明がなされている。また、告知書の被保険者控えの裏面には、約款に定める高度障害状態が記載されているため、加入時の説明にも不足はない。

(3)高度障害保険金の支払事由は約款により定められており、仮に説明不足があったとしても約款所定の障害状態に該当していないにもかかわらず高度障害保険金が支払われることはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人親に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の障害状態は、約款所定の高度障害状態に該当するとは認められず、また、申立人の主張するような説明義務違反を認めることもできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断し

て、手続を終了した。